

## 令和5年度地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

平成26年4月1日から、消費税率及び地方消費税率が引き上げられたことに伴う、地方消費税交付金の増収分（社会保障財源化分）については、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和5年度新座市一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、以下のとおりです。

歳入 地方消費税交付金（社会保障財源化分）	2,088,000 千円
歳出 社会保障施策経費	28,402,533 千円

（単位 千円）

事業名		決算額	うち一般財源
社会福祉	社会福祉事業	248,533	152,256
	障がい者福祉事業	5,172,962	1,719,420
	老人福祉事業	2,770,381	2,395,896
	児童福祉事業	10,512,498	4,341,527
	生活保護事業	5,189,465	1,338,996
小計		23,893,839	9,948,095
社会保険	国民年金事業	14,854	393
	国民健康保険事業	770,231	298,428
	介護保険事業	1,886,362	1,761,412
小計		2,671,447	2,060,233
保健衛生	保健衛生事業	156,545	98,112
	予防事業	1,299,640	705,837
	母子保健事業	381,062	168,953
	診療所事業	0	0
小計		1,837,247	972,902
合計		28,402,533	12,981,230